

雇用シェア・雇用関係助成金活用支援事業

この事業は山形県から山形県社会保険労務士会が受託し運営しています

経営者の皆さま！
従業員の雇用のことでお悩みですか？

- 従業員の雇用を維持したい
- 経営が安定するまで、関連企業や他社で従業員の雇用を維持したい
- 従業員を休ませたが、休業補償が難しい

山形県相談窓口



023-631-2959



Email ; info@sr-yamagata.or.jp URL; <https://www.sr-yamagata.or.jp/>

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、会社を休業し、従業員の方に休んでいただいた場合、「雇用調整助成金」等の雇用維持確保のための助成を受けることができます。

山形県相談窓口では、人事・労務管理のアドバイザーとして社会保険労務士がお伺いいたします。

助成金の活用についても、ぜひご相談ください。

雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金

売上げの減少などで、お店や会社の営業を休業し、従業員に対してその休業補償をした際に、受けることのできる助成金です。

※現在特例措置の期間が延長されています。

活用の際は一定の要件が必要です。

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

会社を休業した際、従業員への休業補償が困難な場合、従業員が支給申請できる制度です。

活用の際は一定の要件が必要です。

産業雇用安定助成金

新設された制度です。
従業員の方を在籍させながら、企業間で従業員の方の受け入れを可能にする制度で、一定要件にて助成されます。雇用のマッチングは「産業雇用安定センター」とも連携しご支援いたします。

相談申込書

下記に記入いただき、そのまま送信してください。

貴社名			
所在地			
eメールアドレス	@		
電話番号			
ご担当者名		所属・部署名	

- 電話による支援希望 メールによる支援希望 来所による支援希望
会社訪問による支援希望 WEB(ZOOM等)での相談希望

ご相談内容

- 従業員の雇用・雇用シェアに関する事 雇用調整助成金等の活用に関して 新型コロナウイルス感染症
対応休業支援金・給付金に関する事 産業雇用安定助成金（在籍型出向）に関する事 その他

その他、具体的なお相談内容がある場合は、下記に記載してください。

.....

.....

.....

.....

いただいた情報については、本事業以外の目的で使用いたしません。

FAX 023-631-2981

記入いただいたこの面をそのまま送信してください。

社会保険労務士がご相談をお受けします

社会保険労務士は社会保険労務士法に基づく国家資格者で、労働・社会保険に関する法令やその手続きの専門家です。